

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口構成については、「0～14歳」の年少人口は、昭和50年からの年齢3階級別人口の推移をみると、少子化などの影響により、昭和50年から一貫して減少しており、昭和50年の21.6%から平成22年の11.7%まで、9.9%減少しています。

「15歳～64歳」の生産年齢人口は、昭和50年からの年齢3階級別人口の推移をみると、昭和55年まで増加し、その後減少しています。

「65歳以上」の老年人口は、平成26年10月では6,269人で全人口比30.8%、県平均の25.8%を大きく上回っています。

年齢別5歳階級別人口で合計特殊出生率の対象となる15～49歳までの女性の合計を比較すると、平成12年4,875人から平成22年4,054人へと約16.8%の減少となっており、近年の急激な少子化を招き少子高齢化が加速しています。

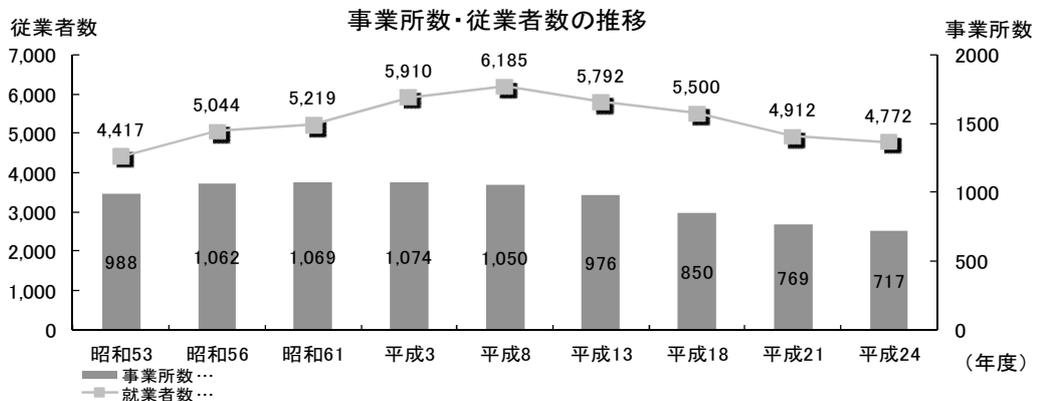
次に、就業構造について、第1次産業就業者は平成2年では約28%を占めていましたが、平成22年には約11%と半数以下に減少しています。

第2次産業就業者は平成2年では約27%を占めており、その後増減しながらも、ほぼ横ばいの約26%となっています。

第3次産業就業者は平成2年では約44%を占めており、その後一貫して増加しています。

総じて、産業別就業者数の割合は、第一次産業は減少、第二次産業は横ばい、第三次産業については増加しています。

事業所・企業統計でみると、事業所数は平成3年をピークに、従業者数は平成8年をピークに、その後、一貫して減少しています。



農業については、平成2年から平成22年までの農家数の推移をみると、10年間で936戸の減少となっています。

林業については、森林面積は、平成12年以降減少し、平成17年には9,835haとなったものの、その後は横ばいとなり、森林の減少がとまっている状況です。

工業については、平成12年から平成23年までの工業の推移をみると、事業所数は59件から37件まで減少し、従業者数も1,154人から902人となっています。

商業・サービス業については、平成14年度から平成24年度までの商業の推移をみると、商店数は267件から187件となり、80件の減少となっており、年間販売額については、平成14年の1,230,731万円から831,900万円へととなっています。

本町の中小企業の実態については、現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しています。

このような中、現在、町独自の中小企業支援策とした取り組みとしては、企業立地奨励金制度を創設し、町内に事業所を新設、または増設した場合に奨励金を交付してきたところであるが、引き続き町内中小企業の生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題であります。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県央地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、製造品出荷額や年間販売額など、総合的に減少しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観との調和や自然環境への配慮が特に必要であることから、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）

であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、発電電力のすべてを他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、製造品出荷額や年間販売額など、地域を問わず減少しているため、広く事業者の生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、主に製造業やサービス業が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、機械装置などの更新等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している事業者は、本制度の対象としない。
- ・令和3年7月2日付けの変更協議書にかかる2. 先端設備等の種類に記載の限定条件については令和3年10月1日以降に適用する。